健 発 0329 第 29 号 平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長 (公 印 省 略)

地域がん診療病院等強化事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成26年8月6日健発第0806第12号本職通知「地域がん診療病院等機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業)の実施について」の別紙「地域がん診療病院等機能強化事業実施要綱」(以下「実施要綱」という)により行われているところであるが、別添の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を活用し、積極的な取組が図られるよう、貴管内の地域 がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院に対する周知をお願いする。

改 正 後	改正前
(別紙)	(別紙)
地域がん診療病院等機能強化事業実施要綱	地域がん診療病院等機能強化事業実施要綱
健発 0 8 0 6 第 1 2 号 平 成 2 6 年 8 月 6 日	健発 0 8 0 6 第 1 2 号 平成 2 6 年 8 月 6 日
平成31年3月29日一部改正	平成27年4月9日一部改正

1 目的

本事業は、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(平成30年7月31日健発0731第1号健康局長通知)の別添「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(以下「整備指針という。」)に基づき、厚生労働大臣が指定した地域がん診療病院においては、がん診療連携拠点病院とのグループ指定により高度がん診療へのアクセスを確保することで、緩和ケア、相談支援、地域連携等、基本的がん診療のさらなる均てん化を図る。また、同様に指定した特定領域がん診療連携拠点病院においては、特定のがん種に関してがん診療連携拠点病院的役割を果たす医療機関の制度的位置づけを明確化することで、適切ながん医療の提供を図る。これらにより、地

1 目的

本事業は、「がん診療連携拠点病院等の整備について」(平成 26 年 1 月 10 日健発 0110 第 7 号健康局長通知)の別添「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(以下「整備指針という。」)に基づき、厚生労働大臣が指定した地域がん診療病院においては、がん診療連携拠点病院とのグループ指定により高度がん診療でクセスを確保することで、緩和ケア、相談支援、地域連携等、基本的がん診療のさらなる均てん化を図る。また、同様に指定した特定領域がん診療連携拠点病院においては、特定のがん種に関してがん診療連携拠点病院的役割を果たす医療機関の制度的位置づけを明確化することで、適切ながん医療の提供を図る。これらにより、地

域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、 質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

2 実施主体 (略)

- 3 事業の内容
- (1) がん医療従事者研修事業

がん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制を構築し、がん患者とその家族が抱える様々な苦痛、悩み及び負担に応えるため、がんの薬物療法、放射線治療等の専門的な医療の提供及び多職種によるチーム医療の推進が必要であることから、がん医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師・看護師・薬剤師等の医療従事者を養成するとともに、治療と仕事や生活の両立を支援する観点から、がん医療に携わる医療従事者を対象としたがん患者・経験者の就労に関するニーズや課題の理解を促進させるための効果的かつ効率的な研修を行う。

- (ア) 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期 診断、緩和ケア等に関する研修の開催
- (イ) 地域の医療機関のメディカルスタッフを対象と したがんの専門知識・技術の修得のための研修の

改 正 前

域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、 質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とす る。

- 2 実施主体 (略)
- 3 事業の内容
- (1) がん医療従事者研修事業

がん<u>の化学療法や放射線治療の専門医の不足が指摘されており、また、チーム医療による対応の必要性が増していることから、主にがんの化学療法や放射線治療の専門的な医師やがんの医療を支えるメディカルスタッフ</u>を養成するとともに、治療と<u>職業</u>生活の両立を支援する観点から、がん医療に携わる<u>医師</u>を対象としたがん患者・経験者の就労に関するニーズや課題の理解を促進させるための効果的かつ効率的な研修を行う。

- (ア) 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期 診断、緩和ケア等に関する研修
- (イ)地域の医療機関のメディカルスタッフを対象と したがんの専門知識・技術の修得のための研修

開催

(ウ) (略)

(2) がん相談支援事業

院内外のがん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、相談支援センターにおいて、電話、面談等による、がん医療に関する一般的な情報の提供、がん患者の療養生活に関する相談、地域の医療機関に関する情報の提供、禁煙相談(たばこクイットライン等)等を実施する。また、地域の医療機関等からの相談等に対応する。

(3) (略)

(4) 在宅緩和ケア地域連携事業

都道府県と連携し、<u>都道府県が医療計画にて定める</u>がんの医療圏(以下、「がんの医療圏」という。)の在宅療養を支援する診療所の協力リストを作成する。また、<u>がんの</u>医療圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力し、在宅療養支援診療所の医師に対し、がん緩和ケアに関する知識と技術の研修を行い、在宅緩和ケア地域連携体制の構築を図る。

(ア) <u>がんの</u>医療圏内の在宅療養支援診療所等のリスト及び在宅緩和ケア連携を患者家族に示せる在宅 緩和ケアマップの作成

改 正 前

(ウ) (略)

(2) がん相談支援事業

院内外のがん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、相談支援センターにおいて、電話、面談等による、がん患者の療養上の相談、地域の医療機関やセカンドオピニオン医師の紹介、禁煙相談(たばこクイットライン等)等を実施する。また、地域の医療機関等からの相談等に対応する。

(3) (略)

(4) 在宅緩和ケア地域連携事業

都道府県と連携し、<u>二次</u>の在宅療養を支援する診療所の協力リストを作成する。また、医療圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力し、在宅療養支援診療所の医師に対し、がん緩和ケアに関する知識と技術の研修を行い、在宅緩和ケア地域連携体制の構築を図る。

(ア) 二次医療圏内の在宅療養支援診療所等のリスト 及び在宅緩和ケア連携を患者家族に示せる在宅緩

(別添)

											(別称)
		改	正	後				改	正	前	
	(/) . (占)			<u> </u>			モルマー			11/1	
	$(\mathcal{A}) \sim (\dot{\mathcal{D}})$	(略)					和ケアマ		个队		
							(イ)~(ウ)	(略)			
4	経費の負担	(略)									
						4	経費の負担	(略)			
								(1147			
1											

健発 0329 第 25 号 平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長 (公 印 省 略)

がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成18年9月7日健発第0907001号本職通知「がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施について」の別紙「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行われているところであるが、別添の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を活用し、積極的な取組が図られるよう、貴管内のがん 診療連携拠点病院に対する周知をお願いする。

がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱新旧対照表

がん診療連携拠点病院機能強化	上事業実施要綱新旧対照表					
改 正 後	改 正 前					
(別紙)	(別紙)					
がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱	がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱					
健発第0907001号	健発第0907001号					
平成 18 年 9 月 7 日	平成 18 年 9 月 7 日					
平成31年3月29日一部改正	平成30年3月28日一部改正					
1 目的	1 目的					
本事業は、「がん診療連携拠点病院等の整備について」	本事業は、「がん診療連携拠点病院等の整備について」					
(平成30年7月31日健発0731第1号健康局長通知)の別	(平成 26 年 1 月 10 日健発第 0110 第 7 号健康局長通知)の					
添「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(以下	別添「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(以					
「整備指針」という。)に基づき厚生労働大臣が指定した	下「整備指針」という。)に基づき厚生労働大臣が指定し					
都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点	た都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠					
病院(以下「がん診療連携拠点病院」という。)におい	点病院(以下「がん診療連携拠点病院」という。)におい					
て、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者や	て、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者や					
その家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収	その家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収					
集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるが	集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるが					
ん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医	ん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医					
療の提供体制を確立することを目的とする。	療の提供体制を確立することを目的とする。					

2 実施主体

(略)

2 実施主体

(略)

改正後

3 事業の内容

(1) がん医療従事者研修事業

がん<u>診療の質の向上及びがん診療連携協力体制を構築し、がん患者とその家族が抱える様々な苦痛、悩み及び</u>負担に応えるため、がんの薬物療法、放射線治療等の専門的な医療の提供及び多職種によるチーム医療の推進が必要であることから、がん診療連携拠点病院において、がん医療に関する専門的な知識及び技能を有する医師・看護師・薬剤師等の医療従事者を養成するための研修を行うとともに、緩和ケアチームの質の向上のため、診療機能の高い緩和ケアチームが、他病院の緩和ケアチームの医療従事者を受け入れて、実地研修を提供する。また、治療と仕事、生活の両立を支援する観点から、がん医療に携わる医療従事者を対象としたがん患者・経験者の就労に関するニーズや課題の理解を促進させるための効果的かつ効率的な研修を行う。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

- (ア)地域がん診療連携拠点病院等のがん医療の中心となる医師等を対象とした薬物療法、放射線治療等に関する専門的知識・技能の習得のための研修の開催
- (イ)地域がん診療連携拠点病院等の<u>医療従事者</u>を対象 とした患者・家族等の就労を含む社会的な問題に対

改 正 前

3 事業の内容

(1) がん医療従事者研修事業

がん<u>の化学療法や放射線治療の専門医の不足が指摘されており、また、チーム医療による対応の必要性が増していることから、</u>がん診療連携拠点病院において、<u>主にがんの化学療法や放射線治療の専門的な医師やがん医療を支えるメディカルスタッフ</u>を養成するとともに、治療と職業生活の両立を支援する観点から、がん医療に携わる医療従事者を対象としたがん患者・経験者の就労に関するニーズや課題の理解を促進させるための効果的かつ効率的な研修を行う。<u>また、緩和ケアチームの質の向上のため、診療機能の高い緩和ケアチームが、他病院の緩和ケアチームの医療従事者を受け入れて、実地研修を提供する。</u>

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

- (ア)地域がん診療連携拠点病院等のがん医療の中心となる医師を対象とした<u>化学</u>療法、放射線治療<u>、就労</u>等に関する研修
- (イ)地域がん診療連携拠点病院等のメディカルスタッフを対象としたがんの専門知識・技術の修得のため

する支援に関する研修の開催

- (ウ) <u>地域の医療機関等の医療従事者も参加する合同の</u> カンファレンスの開催
- (エ)緩和ケアチーム実地研修の開催
- イ 地域がん診療連携拠点病院
- (ア) 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期診断、抗がん剤の副作用や手術の後遺症への対応、緩和ケア等の専門的知識・技術の習得のための研修の開催
- (イ)地域の医療機関の<u>医療従事者</u>を対象とした<u>患者・家族等の就労を含む社会的な問題に対する支援に関</u>する研修の開催
- (ウ) <u>地域の医療機関等の医療従事者も参加する合同の</u> カンファレンスの開催
- (エ)緩和ケアチーム実地研修の開催
- (2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院に「都道府県がん診療連携協議会」を設置する。

また、各医療機関の要請に応じて、がんの専門医を派

改 正 前

の研修

- (ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス
- (エ)緩和ケアチーム実地研修
- イ 地域がん診療連携拠点病院
- (ア) 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期診断、緩和ケア等に関する研修
- (イ)地域の医療機関のメディカルスタッフを対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修
- (ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス
- (エ)緩和ケアチーム実地研修
- (2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院に「都道府県がん診療連携協議会」を設置する。

また、各医療機関の要請に応じて、がんの専門医を派

遣するなどの診療支援を行うとともに、研修に参加しや すい環境を整備するため、専門医等の養成研修期間中の 代診医等を確保する。

さらに、がん診療施設情報ネットワークシステムを国立研究開発法人国立がん研究センターのシステムと接続し、多地点テレビ会議システムによるメディカルカンファレンス等を行うことにより、全国の研究・診療レベルの施設間及び地域間格差の是正を図る。

ア (略)

- イ 地域がん診療連携拠点病院
- (T) ~ (T) (略)
- (ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣
- (エ) 国立研究開発法人国立がん研究センターにおいて 実施されるがん医療指導者養成研修への所属職員の 派遣
- (<u>オ</u>)上記(ウ)<u>及び(エ)</u>の研修に対する派遣の際の 代診医等の雇用
- (<u>カ</u>) がん診療施設情報ネットワークシステムの運営管 理
- (キ)地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等につい

改 正 前

遣するなどの診療支援を行うとともに、研修に参加しや すい環境を整備するため、専門医等の養成研修期間中の 代診医等を確保する。

さらに、がん診療施設情報ネットワークシステムを国立研究開発法人国立がん研究センターのシステムと接続し、多地点テレビ会議システムによるメディカルカンファレンス等を行うことにより、全国の研究・診療レベルの施設間及び地域間格差の是正を図る。

ア (略)

- イ 地域がん診療連携拠点病院
- (ア)~(イ) (略)
- (ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院<u>等</u>において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣 (新設)
- (<u>エ</u>) 上記(ウ)の研修に対する派遣の際の代診医等の 雇用
- (<u>オ</u>) がん診療施設情報ネットワークシステムの運営管 理

(新設)

て議論する他施設合同会議の開催

(ク) 拠点病院相互間のピアレビューの実施

(3) がん相談支援事業

院内外のがん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がん相談支援センターにおいて、電話、面談等による、がん医療に関する一般的な情報の提供、がん患者の療養生活に関する相談、地域の医療機関に関する情報の提供、禁煙相談(たばこクイットライン等)等を実施する。また、地域の医療機関等からの相談等に対応する。

$(4) \sim (5)$ (略)

(6) 在宅緩和ケア地域連携事業

がん診療連携拠点病院において都道府県と連携し、<u>都</u> 道府県が医療計画にて定めるがんの医療圏 (以下、「が んの医療圏」という。) の在宅療養を支援する診療所の 協力リストを作成する。また、医療圏内の在宅緩和ケア を専門とする医師等と協力し、在宅療養支援診療所等の 医師に対し、がん緩和ケアに関する知識と技術の研修を 行い、在宅緩和ケア地域連携体制の構築を図る。

ア <u>がんの</u>医療圏内の在宅療養支援診療所等のリスト及 び在宅緩和ケア連携を患者家族に示せる在宅緩和ケ

改 正 前

(新設)

(3) がん相談支援事業

院内外のがん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がん相談支援センターにおいて、電話、面談等による、がん患者の療養上の相談、地域の医療機関やセカンドオピニオン医師の紹介、禁煙相談(たばこクイットライン等)等を実施する。また、地域の医療機関等からの相談等に対応する。

$(4) \sim (5)$ (略)

(6) 在宅緩和ケア地域連携事業

がん診療連携拠点病院において都道府県と連携し、<u>二</u> <u>次</u>医療圏の在宅療養を支援する診療所の協力リストを作成する。また、医療圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力し、在宅療養支援診療所の医師に対し、がん緩和ケアに関する知識と技術の研修を行い、在宅緩和ケア地域連携体制の構築を図る。

ア <u>二次</u>医療圏内の在宅療養支援診療所等のリスト及び 在宅緩和ケア連携を患者家族に示せる在宅緩和ケア

アマップの作成

- イ 症状緩和を目的とした緩和ケア関連の地域連携クリ ティカルパスの作成と運用
- ウ 拠点病院内の緩和ケアチームと在宅緩和ケアを専門とする医師等による、緩和ケアに関する研修会の開催
- ※ <u>がんの</u>医療圏に複数の拠点病院がある場合は、連携 して取り組むこと。

(7)緩和ケア推進事業

苦痛を抱えた患者に対し、より迅速かつ適切な緩和ケアを提供し、診断時から切れ目のない緩和ケアの提供体制を構築するため、がん診療連携拠点病院に<u>おける</u>緩和ケアセンターの整備、緩和ケアチームや緩和ケア外来の運営、院内のがん相談支援センター及びがんの医療圏内の在宅医療機関等との連携、並びに緊急緩和ケア病床(入院治療を要する重度の苦痛に緊急的に対応するための病床)の確保を行う。

(8) がん患者の就労に関する総合支援事業

がん患者の多くが依願退職、解雇されるなど、治療と 就労の両立に問題を抱えていると推測されることから、 がん相談支援センターへ就労等に関する資格を有する者 (社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリアコンサ

改 正 前

マップの作成

- イ 症状緩和を目的とした緩和ケア関連の地域連携クリ ティカルパスの作成と運用
- ウ 拠点病院内の緩和ケアチームと在宅緩和ケアを専門とする医師等による、<u>がん疼痛管理を中心とした</u>緩和ケアに関する研修会の開催
- ※ <u>二次</u>医療圏に複数の拠点病院がある場合は、連携して取り組むこと。

(7)緩和ケア推進事業

がん疼痛をはじめとする 苦痛を抱えた患者に対し、より迅速かつ適切な緩和ケアを提供し、診断時から切れ目のない緩和ケアの提供体制を構築するため、がん診療連携拠点病院において緩和ケアセンターを整備し、緩和ケアチームや緩和ケア外来の運営、院内のがん相談支援センター、二次医療圏内の在宅医療機関等との連携、重度のがん疼痛等の症状悪化時に対応するための緊急緩和ケア病床の確保を行う。

(8) がん患者の就労に関する総合支援事業

がん患者の多くが依願退職、解雇されるなど、治療と 就労の両立に問題を抱えていると推測されることから、 がん相談支援センターへ就労に関する<u>知識を</u>有する<u>専門</u> 家(社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリアコン

改 正 後 改 正 前 ルタント等)を配置するとともに、ハローワークや産業 サルタント等)を配置するとともに、ハローワークや産 保健総合支援センター等でがん患者の就労に携わる相談 業保健総合支援センター等でがん患者の就労に携わる相 員と情報交換を行う場を設ける等、がん相談支援センタ 談員と情報交換を行う場を設ける等、がん相談支援セン 一に寄せられる就労に関する相談に対し、適切な情報提 ターに寄せられる就労に関する相談に対し、適切な情報 供と相談支援を行う。 提供と相談支援を行う。 4 経費の負担 4 経費の負担 (略) (略)